

クーリング・オフとは

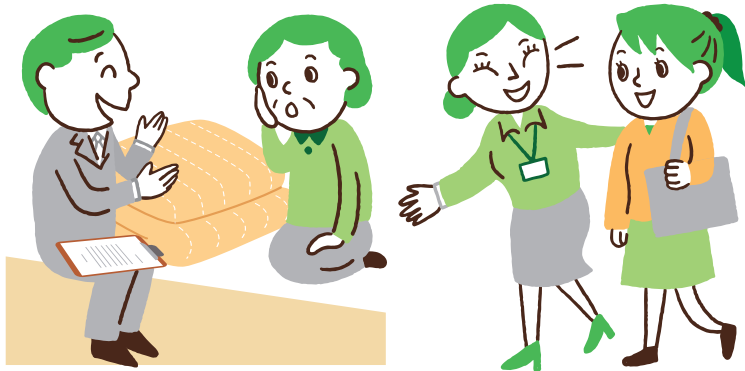
ほうもんはんばい でんわかんゆうはんばい とつぜんかんゆう こうにゆう
訪問販売や電話勧誘販売などで、突然勧誘されて購入してしまった
しょうひん けいやく いっていきかんない しょうひしゃ いっぽうてき
商品やサービスの契約を一定期間内であれば、消費者が一方的に
けいやくかいじょ せいど
契約解除できる制度です。

クーリング・オフできる取引と期間

けいやくしょめん う と ひ にち にちない しょめん おこな
契約書面を受け取った日から8日または20日以内に書面(ハガキなど)で行います。

8日間

ほうもんはんばい でんわかんゆうはんばい
訪問販売、電話勧誘販売、
ほうもんこうにゆう がくしゅうじゅく
訪問購入、エステ、学習塾など



20日間

しょうほう
マルチ商法、
ないしょく しょうほう
内職・モニター商法など



クーリング・オフできないもの

つうしんはんばい てんぽ こうにゆう
● 通信販売や店舗での購入

じぎょうしゃどうし とりひき
● 事業者同士の取引

● 3,000円未満で
げんきん はら ばあい
現金で払った場合

● 契約期間などで
せいげん ばあい
制限がある場合

※クーリング・オフできなくても、業者と交渉できる場合があります。
あきらめずに消費生活センターにご相談ください。

